

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。

1 「自用」の各欄の前の金額を第1表の各欄の「取得財産の価額」欄に移記します。
 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑧までの該当欄に移記します。